

加賀市「（仮称）楽しい遊び場」整備工事
（遊具設備工事）に係る公募型プロポーザル

— 実施要領 —

平成 29 年 7 月

加 賀 市

—目次—

1	実施の目的	1
2	工事の概要	2
3	スケジュール	2
4	工事に係る公募型プロポーザル実施要領及び同要求水準書等に関する 質疑書の受付及び回答	2
5	参加要件	3
6	参加申込手続及び参加資格の確認	5
7	企画提案書の作成等	7
8	参加の辞退に関する事項	8
9	選定会に関する事項（企画提案書及び契約候補者の選定）	9
10	失格に関する事項	12
11	選定結果の通知等	13
12	契約の方法等	13
13	著作権等	14
14	その他留意事項等	14
15	プロポーザルに関する担当部署等	15

1 実施の目的

近年の全国的な人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、人口減少の大きな要因でもある少子化への対応として、「保育料の大幅な引き下げ」、「こども医療費助成の拡充や窓口の無料化」など、「子育て世代の経済的負担の軽減」などを中心に子育て支援施策を実施してきた。

子どもを産み育てたいと思われるまちづくりを、一層大胆に進めるため、「子育て安心パッケージ」と称して、新たな事業を展開している。

その一つとして、市内に遊び場が少ないとの保護者などの声を受けて、子育て世代のニーズに対応した「魅力ある楽しい遊び場」を整備するため、平成 28 年度において加賀市「楽しい遊び場」構想 基本計画を策定した。

この計画を基本に、本年度において総合公園である「加賀市中央公園」内の中央公園体育館を活用し、屋外の遊び場と一体的に利用できるなど、これまで加賀市になかった子どもの遊び場環境として屋内遊び場を整備することとなった。

「子どもたちが元気になる遊び場」、「何度も行きたくなる魅力的で思い出に残る遊び場」などを基本方針として、昭和 56 年に建築した中央公園体育館の耐震補強及び大規模改修等を行うとともに、子どもたちが安全に遊べるよう、年齢・用途に応じたゾーニング等を行い、大型遊具・複合遊具等を備えた「魅力ある楽しい遊び場」の整備を進める。

整備による施設の機能転換、質的向上及び保護者や子どもの満足度の向上を図り、さらに子育てしやすい環境の充実につなげるとともに、少子化・人口減少対策のほか、本市の子育て支援を市外へアピールし、移住定住対策などの相乗効果を目指す。

以上のことから、貴重な予算を最大限に有効活用し、市内外の利用者が何度も行きたくなる魅力的で思い出に残る遊び場を設置するため、その選定にあたり、公平性及び透明性を確保する公募型プロポーザル方式により提案を求め、優れた提案者を工事請負契約候補者として特定することを目的とする。

2 工事の概要

- (1) 工事名 「(仮称)楽しい遊び場」整備工事(遊具設備工事)
- (2) 工事箇所 加賀市山田町地内 旧加賀市中央公園体育館
- (3) 工事概要
 - ①遊具設備設置(詳細図面等作成・製作・据付・基礎・補強等を含む)一式
 - ②安全施設設置(セーフティマット、安全柵、使用上の注意看板等)一式
- (4) 契約上限価格 100,000,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 工期 契約締結日の翌日から平成30年2月28日まで

3 スケジュール

本工事のスケジュール(予定)は、次のとおりとする。

実施の公告(市ホームページ等)	平成29年7月18日(火)
質疑書の提出期限	平成29年7月27日(木)
質疑書に対する回答期限	平成29年7月30日(日)
参加申込書の提出期限	平成29年7月31日(月)
企画提案書の提出期限	平成29年8月28日(月)
選定会(予定)	平成29年9月上旬の内1日
選定結果の通知(予定)	平成29年9月上旬
選定結果の公表、契約締結(予定)	平成29年9月上旬

4 工事に係る公募型プロポーザル実施要領及び同要求水準書等に関する質疑書の受付及び回答

- (1) 提出期限 平成29年7月27日(木)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法 質疑書(様式第5号)により、電子メールにて提出すること。その際、電子メールの件名に「プロポーザル質疑書」と記載すること。
- (3) 回答期限日 平成29年7月30日(日)
- (4) 回答方法 加賀市ホームページに掲載
- (5) その他

- ① 質疑及び質疑に対する回答は、実施要領及び要求水準書の追補とみなす。
- ② 質疑の内容が企画提案書に関するときは、回答しないことがある。
- ③ 質疑の内容に参加者名を特定できる記載があるときは回答しない。
- ④ 質疑の内容について、担当部署から問い合わせを行う場合がある。
- ⑤ 提出方法以外の電話や来庁、FAXによる質疑、又は提出期限を過ぎた質疑は受け付けない。

5 参加要件

この工事のプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす2者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であること。

(1) 特定JVの構成員の共通参加要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、資格の再認定を受けた者は除くものとする。
- ③ 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- ④ 公告の対象工事の契約締結日までの間に、加賀市の指名停止措置を受けていない者であること。

(2) 特定JVの代表者の参加要件

- ① 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者であること。

（ア）平成29年度の加賀市建設工事競争入札参加資格において、「とび・土工・コ

ンクリート工事」に該当する者であること及び建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可に係る営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。)の所在地が日本国内にある者であること。

(イ) 次に掲げるすべてに該当する者であること。

- i) 建設業法第3条第1項の規定による「とび・土工・コンクリート工事」の許可を受けている者であること。
- ii) 建設業法第3条第1項の規定による許可に係る営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。)の所在地が石川県内、福井県内、富山県内、又は新潟県内にある者であること。
- iii) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業を営む事業主である個人又は団体にあつては、雇用する労働者が同法第4条第1項に規定する被保険者となったことについて、同法第7条の規定による届出をしている者であること。
- iv) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第3項及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあつては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条の規定による届出をしている者であること。
- v) 平成29年4月30日までに納期限の到来した国税、石川県税及び加賀市税を完納している者であること。

② 審査基準日が平成29年1月1日直前の経営規模等評価通知書の内、とび・土工・コンクリート工事に係る総合評定値を有する者であること。

③ 平成19年度以降に国又は地方公共団体(企業団を含む。)が発注した工事において、一契約につき1,000万円以上の遊具設備設置工事を元請(特定JVとして受注した場合にあつては、出資比率が30%以上に限る。)し、完工した実績を有する者であること。

④ 一般社団法人日本公園施設業協会のSP認定を受けている事業者であること又はこれと同等の安全規準等を満たす者であること。

⑤ 一般社団法人日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する又は上記③における工事及び同等の工事に従事し、相等の知識・経験を有する安全管理を行える技術者(常勤の自社社員であり、かつ、契約締結日において引き続き3か月以上の雇用関係を有する者に限る。)を配置できる者で

あること。

⑥この工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者であること。

ただし、主任技術者又は監理技術者は、特定 J V の代表者の常勤の自社社員であり、かつ、契約締結日において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有する者に限る。

(3) 特定 J V の構成員の参加要件

①平成29年度の加賀市建設工事競争入札参加資格において、造園工事の等級が A 等級に格付けされている者であること。

②建設業法第3条第1項の規定による許可に係る主たる営業所の所在地が加賀市内にある者であること。

(4) 特定 J V の結成に関する留意事項

①代表者1者とその他構成員1者の2者で特定 J V を結成すること。

②結成方式は、自主結成とすること。

③代表者は、出資比率が構成員のうち最も大きな者であること。

④構成員の出資比率は30%以上であること。

⑤特定 J V の名称は、「○（株）・（株）△特定建設工事共同企業体」とする。

6 参加申込手続及び参加資格の確認

プロポーザルに参加しようとする者は、次の方法により参加申込手続を行い、本実施要領に規定する参加要件と照合し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 参加申込書の提出書類等

①参加申込書(様式第1号)

②特定建設工事共同企業体協定書(様式第1-1号)

③使用印鑑届(共同企業体代表者用)(様式第1-2号)

④使用印鑑届(共同企業体構成員用)(様式第1-3号)

⑤特定建設工事共同企業体委任状(様式第1-4号)

⑥誓約書(様式第1-5号)

- ⑦施工実績調書（代表者用）（様式第 2 号）
- ⑧一般社団法人日本公園施設業協会の S P 認定を受けている又はこれと同等の安全規準等を満たす事業者であることを証する書類（写し又は任意様式）
- ⑨技術者届（様式第 3 号）
- ⑩参加申込者の会社概要（代表者用）（様式第 4 号）
- ⑪参加申込者の会社概要（構成員用）（様式第 4-1 号）
- ⑫経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）
※以下、⑬から⑯は実施要領 5（2）①（イ）に該当する者のみ提出が必要
- ⑬建設業許可（登録）証明書又は許可通知書（写）
- ⑭納税証明書（国税・石川県税・加賀市税）
- ⑮営業所一覧表（該当者のみ）（写）
- ⑯会社・法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（写）

（2）参加申込書の提出

- ①提出期限 平成 29 年 7 月 31 日（月）
- ②提出場所 加賀市健康福祉部子育て支援課
「（仮称）楽しい遊び場」整備工事（遊具設備工事）担当
（〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ 41 番地）
- ③提出部数 1 部
- ④提出方法 持参又は郵送
なお、持参による場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。（加賀市の休日を定める条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）
郵送による場合は、提出期限必着とし、書留郵便等の配達日時及び配達記録の確認ができるものによること。

（3）参加資格の確認結果

参加資格の確認結果は、平成 29 年 8 月 2 日を目途に郵送及び電子メールで参加資格確認通知書により通知する。

- ①参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。
- ②参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、平成29年8月4日午後5時までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により、持参又は郵送にて担当部署に提出すること。

なお、持参による場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。（本市の休日を除く。）

郵送による場合は、提出期限必着とし、書留郵便等の配達日時及び配達記録が確認できるものによること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し、書面により速やかに回答する。

7 企画提案書の作成等

(1) 企画提案書の添付書類及び提出部数等

- ①加賀市「（仮称）楽しい遊び場」整備工事（遊具設備工事）提出書類【企画提案資料】の提出書類一覧（以下「企画提案資料」という。）に掲げる書類一式 正本1部 副本10部

- ②上記、①の電子ファイル（USBメモリーにて提出）

(2) 電子ファイルの作成及び企画提案書等の提出等

- ①電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した電子ファイルを保存する形式は、次のとおりとする。ただし、電子ファイルを保存するときに損なわれる機能は使用しないものとする。

アプリケーションソフト	電子ファイルを保存する形式
Microsoft Word	Word2010形式以下
Microsoft Excel	Excel2010形式以下
PDF	Acrobat Reader DC

- ②提出する電子ファイルをLZH形式又はZIP形式で作成するときは、圧縮した電子ファイルでの提出を認める。ただし、自己解凍方式は認めない。
- ③ウイルスに感染した電子ファイルの提出は認めない。
- ④提出する企画提案書（紙媒体）は、企画提案資料P1に示す■提出書類一覧の

様式番号の順に重ね、正本・副本、それぞれ 1 部ごとにダブルクリップ止めとすること。

⑤企画提案書には、参加者(共同企業体、構成員等)を特定することができる内容の記述(具体的な社名、人物名等)を記載してはならない。

⑥提出された電子ファイル(USB メモリーを含む。)及び企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書の提出

①提出期限 平成29年8月28日(月)午後5時まで

②提出場所 加賀市健康福祉部子育て支援課

③提出方法 持参又は郵送とする。

なお、持参による場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。(本市の休日を除く。)

郵送による場合は、提出期限必着とし、書留郵便等、配達日時及び配達の確認が確認できるものによること。

(4) 企画提案数

企画提案書の提案数は、参加資格者につき1提案に限るものとする。

(5) 現場説明会

現場説明会は行わない。ただし、現地視察等が必要な場合は、旧中央公園体育館の管理人(管理者)の承諾を得て行うことができるものとする。

8 参加の辞退に関する事項

参加を辞退する場合は、辞退届を書面(様式は任意)により担当部署に提出すること。辞退届の提出期限は、企画提案書の提出期限とし、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

なお、提出方法については、持参又は郵送とし、持参による場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。(本市の休日を除く。)

郵送による場合は、提出期限必着とし、書留郵便等の配達日時及び配達の確認が確認できるものによること。

9 選定会に関する事項（企画提案書及び契約候補者の選定）

(1) 選定会の実施

提出された企画提案書の内容に基づき、次のとおり選定委員会が評価（以下「審査等」という。）を行うための選定会を実施する。選定会はプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）並びに審査等を行う。

- ①プレゼンテーション等への出席人数は、参加者につき3名以内とする。
- ②原則として20分以内のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング（質疑応答）を参加者毎に順次、行うものとする。
- ③プレゼンテーション等の順番は、企画提案書の受付順とする。
- ④プレゼンテーション等に際して、会場に準備したパソコン、プロジェクター、スクリーン、ボードを使用することができる。（ノート型パソコンの持ち込みも可とする。）この際、企画提案書と同じもの（サイズは問わない。）を掲示又は投影し説明を行うことができる。ただし、説明のための資料（模型、動画等）を追加することはできない。
- ⑤プレゼンテーション等において、参加者（共同企業体、構成員等）を特定することができる内容の発言等をしてはならない。
- ⑥選定会中の会場等における撮影・録画・録音等をしてはならない。
- ⑦参加者は、他の参加者のプレゼンテーション等を視聴してはならない。
- ⑧選定会は一部を公開とする。公開の範囲はプレゼンテーション等のみとし、選定委員会における審査等は非公開とする。

(2) 選定会の開催日等

選定会の開催日時、会場、プレゼンテーション等の順番等の詳細については、参加申込手続を行った者に対し、別途通知する。

実施予定日 平成29年9月上旬の内1日を予定

(3) 選定機関

企画提案書及び契約候補者の選定は、選定委員会において行う。

(4) 審査等の方法等

- ①選定委員会は、プレゼンテーション等及び下記の「(5) 評価項目及び評価基

準」に基づき、提案者毎に総合評価点を算出する。

②算出の結果、総合評価点が最も高い者を第1契約候補者とし、次に高い者を第2契約候補者とする。

③算出の結果、第1契約候補者となるべき者が2者以上ある場合は、その者のうち、技術提案に関する評価点が最も高い者を第1契約候補者とする。

それでも、なお、契約候補者となるべき者が2者以上ある場合は、くじによって契約候補者を決定する。

この場合において、契約候補者となるべき者は、くじを引くことを辞退することができない。

④選定会は事業者が一者の場合であっても実施する。この場合、総合評価点が一定の基準を満たした場合は、第1契約候補者とする。

⑤選定会の結果、いずれの提案も総合評価点が一定の基準を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。

(5) 評価項目及び評価基準

①各評価項目に係る評価基準及び配点等

評価項目		評価基準	配点	評価点の算出方法
発注者の要求事項に対する技術提案	遊具のテーマやコンセプト (基本方針等)	体育館を活用した中央公園の新たな施設として、加賀市らしさ等をイメージし、デザインした遊具により、子どもたちの心身の成長を促し、何度も行きたくなる魅力的な遊び場の提案となっている場合に優位に評価する。	30	評価項目に対する配点に「②評価係数」を乗じて算出
	遊具のバリエーション (機能性)	遊具エリア毎に様々な遊び行為が誘発され、一緒に誰もが遊べるバランスの良い遊具の規模・種類・配置であり、さらに、心身の発育発達段階に応じた冒険や挑戦したくなる要素を盛り込むなど、飽きさせない、リピート率に優れている場合に優位に評価する。	30	
	維持管理	劣化の低減(耐久・耐食性)や長寿命化(ライフサイクルコスト、耐用年数、保証期間)に配慮した部材を用いているか。 また、メンテナンス性(交換部品等の調達【迅速かつ容易】、修繕の容易性【材質・構造】)に優れている場合に優位に評価する。	10	
	安全に対する配慮	子どもたちが安全・安心して遊具で遊べるよう、下記の点等に留意して安全に対する検討が十分に行われている場合に優位に評価する。(リスクの適切な処理及びハザードの除去等) ・利用動線、遊具の運動方向、安全領域などを考慮した安全対策 ・遊具エリア毎に必要な安全対策 ・セーフティマットなどの敷設 ・絡まり・落下・衝突等のほか、予期せぬ遊び方などに対する安全対策	20	
	施工計画の実現性	現地条件を踏まえた詳細な施工計画で、公園利用者の安全確保等に関して優れた提案になっている場合に優位に評価する。	5	
事業費(請負希望金額)		5	「③事業費(請負希望金額)に関する評価点」に基づき算出	
小計(委員1人当たり)			100	

② 評価係数

A	B	C	D	E
極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1.0	0.7	0.5	0.3	0.0

③ 事業費（請負希望金額）に関する評価点

$5 \times (\text{全提案者中最低の請負希望金額}) / (\text{提案者が示す請負希望金額})$ ※評価点は小数点以下第1位まで算出する。小数点第2位以下は、切り捨てとする。
--

④ 総合評価点の算出

(ア) 技術提案に関する評価点

各評価項目の評価点の合計により算出する。

(イ) 事業費（請負希望金額）に関する評価点

上記③により評価点を算出する。

(ウ) 総合評価点

上記（ア）及び（イ）の評価点（選定委員毎）の合計により算出する。

(6) プロポーザルの参加に要する費用負担等

企画提案書等の作成・提出及びプレゼンテーション等に要する費用等、プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

10 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 本実施要領に規定する参加資格を満たしていない者であるとき。
- (2) 企画提案書の提出期限、提出方法、提出先等が本実施要領に適合しない者であるとき。
- (3) 選定会のプレゼンテーション等に出席しなかった者であるとき。
- (4) 故意に虚偽の記載等を行い、参加資格を得た者又は企画提案書、その他の提出書類に故意に虚偽の記載をした者であるとき。

- (5) 企画提案書の内容が要求水準書で示した要求水準を満たしていないことが明らかと認められる者であるとき。
- (6) 企画提案書において、契約上限価格を超過した事業費（請負希望金額）を提案した者であるとき。
- (7) その他、本実施要領及び要求水準書の内容に適合しない者であるとき。

1.1 選定結果の通知等

選定結果を書面により参加者へ通知する。

また、第1契約候補者及び第2契約候補者への連絡は、上記のほか、電話、FAX又は電子メールにより通知する場合がある。

なお、選定結果については加賀市ホームページに掲載するものとし、あわせて選定会に関する資料等（企画提案書等）の公表を行うものとする。

選定の経過に関する問い合わせには応じない。

1.2 契約の方法等

選定の結果、第1契約候補者と契約締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。

なお、第1契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、第2契約候補者以降の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。

交渉が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。

この場合において、契約候補者から見積書（選定会において提示した見積額と同額若しくはそれ以下の見積額となること。）を徴収し、随意契約を締結するものとし、企画提案書は契約書の一部とする。

また、契約・工事関係書類・工事検査等については、加賀市公契約条例（平成28年加賀市条例第22号）、加賀市財務規則（平成17年加賀市規則第35号）、競争入札参加資格審査及び契約事務取扱要綱、加賀市建設工事標準請負契約約款（平成17年加賀市告示第13号）等の規定によるものとする。

1 3 著作権等

(1) 企画提案書の著作権は、企画提案書を作成及び提出した参加者に帰属する。

ただし、選定会に関する資料等の公表、その他加賀市が必要と認める場合は、企画提案書の全部又は一部を参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

(2) 企画提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている工事材料・施工方法等を使用した結果により生じた責任は、企画提案を行った参加者が負う。

1 4 その他留意事項等

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 市が提供する参考資料等は、プロポーザルの目的以外で使うことができない。

(4) 参加者から提出された書類等について、プロポーザルの目的の範囲内において複製を作成し、使うことがある。

(5) 参加申込手続及び企画提案書手続等で提出した書類に、故意に虚偽の記載をした場合は、加賀市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領に基づき指名停止を行うことがある。

(6) 契約締結日までの間に、契約候補者に参加資格がなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

(7) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、加賀市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領に基づき指名停止を行うことがある。

(8) 契約締結後においても、工事請負者がプロポーザルにおいて失格に関する事項に該当していたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

(9) 参加申込書に添付する技術者届(様式第 3 号)に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合は、加賀市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。

(10) 実施要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が別に定める。

15 プロポーザルに関する担当部署等

(1) 担当部署（提出先・問い合わせ先）

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ 41 番地

加賀市健康福祉部子育て支援課 担当 河嶋

T E L (0 7 6 1) 7 2 - 7 8 5 5

F A X (0 7 6 1) 7 2 - 7 7 9 7

E-mail kosodate@city.kaga.lg.jp

(2) ホームページ

このプロポーザルの参加申込手続及び企画提案等に必要な様式等は、加賀市ホームページに掲載する。参加者は、必要に応じてダウンロードし使用すること。